

鈴鹿市農業委員会障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市農業委員会
任命権者	鈴鹿市農業委員会会長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
鈴鹿市農業委員会における障害者雇用に関する課題	<p>鈴鹿市農業委員会事務局においては、職員総数が9人程度の小規模な機関であり、大半の職員が市長部局からの人事異動で配属されている。</p> <p>職員の異動等により障がい者である職員が在籍することも考えられるが、現に障がい者である職員の在籍はなく、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
採用に関する目標	職員の採用にあたっては、障がい者である応募者を念頭においた形で募集を行う。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。</p> <p>障がい者である職員の相談窓口を設置し、グループウェアにより周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の基本となる職務の選出及び創出	障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。また、その際には必要に応じて労働局に相談を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、人事評価における面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>障がい者である職員の定着状況について把握をしていく。</p> <p>職員の募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行わないものとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること。</li> <li>・ 自力で通勤できるといった条件を設定すること。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属及び登録をし、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からに限った受入れを実施すること。</li> </ul>
4 その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>